

訴状要約版

請求の趣旨

1(1)地位確認請求：罰則を受けることなく、自らの意思のみで不妊手術等を受けることのできる地位確認(主位的請求)

いまだ不妊手術を受けていない原告4名が、罰則を受けることなく、自らの意思のみに基づいて、医師又は指定医師による不妊手術を受けることのできる地位にあることを確認する。

1(2)違法確認請求：被告が、母体保護法の各規定を改廃せず、原告らが自由に不妊手術等を受けられるにしないことの違法確認(予備的請求)

被告が、母体保護法3条1項、同法28条及び同法34条を改廃しないことにより、原告4名について、罰則を受けることなく、自らの意思のみに基づいて、医師又は指定医師による不妊手術を受けられるようしないことは、違法であることを確認する。

2 国家賠償請求

被告は、原告らに対し、それぞれ金100万円及びこれに対する訴状送達の日から支払い済みに至るまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

第1 訴えの概要

1 請求の概要

本訴は、不妊手術等を受ける権利を禁止する母体保護法の各条項(「本件各規定」)の違憲・無効を前提として、不妊手術

を真摯に希望しながら不妊手術等を受けることのできない原告4名が、被告に対し、主位的に請求の趣旨記載の地位確認を、また予備的に違法確認を求めるとともに、原告4名については当該各規定により自らの意思のみによっては不妊手術を受けられないことにより、またすでに手術をした原告1名については、不妊手術を真摯に希望しながら、当該各規定により国内で手術を受けることができなかつたために、やむなく日本法の制限を受けない病院で不妊手術等を受けたことにより、それぞれ生じた精神的損害につき被告に対し国家賠償を求める事案である。

2 母体保護法の構造について

母体保護法は、不妊手術等を原則禁止とする（28条）。

医師又は指定医師による不妊手術等を受けるためには、大きく2つの類型のいずれかの要件を満たさなくてはならない（3条1項）。

第一の類型は、妊娠又は分娩が母体の生命に危険を及ぼすおそれのあること（生命危険要件）を中核的要素とする。生命危険要件を満たし、かつ本人の同意があり、さらに配偶者（事実婚を含む）がいる場合にはその同意を得てはじめて（配偶者同意要件）、医師又は指定医師の不妊手術が適法となる。

第二の類型は、①現に数人の子を有しており（多産要件）、かつ②分娩ごとに母体の健康度を著しく低下するおそれのあること（健康低下要件）を中核的要素とする。この2つの要件を満たし、かつ本人の同意と配偶者同意要件を満たすと、不妊手術は適法となる。

いずれの類型の要件も満たさず不妊手術等をすれば、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（28条、34条）。

3 原告らについて

原告らはいずれも子を生んだことのない健康な成人女性であり、母体保護法が定める不妊手術を受ける要件を満たさない。そのため真摯に不妊手術等を希望し、産婦人科医に不妊手術等の打診をしても、拒絶され続けていた。

原告5名のうち1名はすでに国内法の規律の及ばない病院で不妊手術を受けた。残る4名は真摯に希望しながらも本件各規定のせいで手術を受けることができていない。

第2 母体保護法の立法・改正の経緯

母体保護法は、昭和15年に成立した国民優生法をそのルーツに持つ。国民優生法では、「悪性の遺伝的素質」の増加を防止するという優生思想の実現と、避妊手術・中絶等の取り締まり規制による人口増加策を目的としていた。

戦後になって、人口過剰問題に対策するため人口抑制が課題となり、人口の“質”を落とさず“量”を抑制するため、断種の適用拡大と中絶規制を緩和する優生保護法に改定された。

平成8年、優生保護法は、障害者差別の根源とされる条文をいくつか改廃しつつ、その余の条文を残したままで母体保護法に改定された。改定時には、いわゆるリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の観点から、女性の自己決定権にそぐわない条文の改廃等も検討されたが、結局据え置かれることになった。

平成12年には母体保護法の一部改正がなされたが、本件各規定は改廃されることなく現在もなお残置している。

本件各規定のうち、配偶者同意要件は、国民優生法から一貫して存置されており、生命危険要件、多産要件・健康低下要件及び罰則は優生保護法から一貫して存置されている。3つの法律の関連する条項は別表のとおりである。

第3 避妊と不妊手術

避妊すなわち受胎調節は、原始以来の人間の切実な願望の一つであり、古来様々な方法が試みられてきた。受胎調節は、宗教的見地から非難されたり、あるいは近年に入って、経済学的見地から逆に推奨されたりしてきた。

子どもを産むかどうか、いつ産むかを定めることは、自己の望む人生を形成する上で大きな意味を持ち、女性が自分の生殖をコントロールできるようにすることは、極めて重要である。今日の国際社会では、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの一内容として、すべての人は予期せぬ妊娠を避けるための安全で満足のいく方法を自由に選択し、利用できる権利があることが合意されている。

不妊手術等は、医学的には避妊法の一つと位置づけられる。しかし、個々人が不妊手術等を希望する理由は避妊に限られるものではない。性自認や性的指向に根ざすもの、身体的不和・違和を根拠とするもの、妊娠可能な体への嫌悪に基づくものなど人によって様々である。これらの理由が複数組み合わせられて感じる者もいる。原告らに共通することは、不妊手術等の希望が、確信的で真摯なものであり、人格の核心と強く結びついていることである。

第4 不妊手術等を受ける権利が憲法上保障されること

憲法13条後段は、個人の尊重原理に基づき自己決定権を保障する。原告らのように真摯に不妊手術を望む者にとって、不妊手術を受けることは自己の人格的核心に直結する。自身が望む身体になるための唯一の手段となる。不妊手術等は、それを望む人に大きな安堵感と心の平穏をもたらし、それによってはじめて人生を前に進めることができる。不妊手術等を受ける権利は、個人の尊厳にとって不可欠であり、憲法13条後段により保障される憲

法上の権利である。

第5 本件各規定は憲法13条に反する

本件各規定は、不妊手術等を、罰則をもって一般的に禁止しており、原告らの不妊手術等を受ける権利を制約している。

制約される権利は、生殖に関する自己決定権としての不妊手術等を受ける権利であり、人格的生存に直結する自己決定権として強く保護される。

他方で制約の態様は、直接的で強力なものである。原告らは、妊娠・分娩による生命の危険を及ぼす恐れ等がなく、かつ子を生んだことがないから、本件各規定がある以上、日本国内では不妊手術等を受けることが一切できない。原告らにとって本件各規定は、不妊手術を受ける権利を完全に剥奪するものである。

加えて制約の根拠は、パターンナリスティックなものである。個人の自律の尊重及び個人の尊重原理の否定に繋がるため、未成年者等認識判断能力が著しく欠く場合や生命に対する権利が問題となる場面以外では、パターンリズムに基づく自由の制限は原則として違憲とされる。

これらを踏まえれば、本件各規定の憲法適合性審査の判断枠組みは、厳格なものとなる。真にやむを得ない利益の保護を目的とし、その利益を保護するための手段が必要不可欠である場合でなければ、違憲となる。

本件各規定の母性保護という目的は、国民優生法の残滓であり不妊手術等を希望する女性を存在しないものと扱っている。

また、母性の生命・健康の保護という目的を達成するために、不妊手術等を一般的に禁止する必要性も合理性もない。

さらに不妊手術等には女性の生命・健康を低下させるおそれ著しく低く、不妊手術等を許容する要件として、妊娠・分娩に伴う生命危険要件や、健康低下要件を設けることには合理性

も関連性もない。配偶者同意要件や多産要件に至っては、女性の生命・健康保護とは全く関係がなく、家父長制度や人口増加を国策としていた国民優生法時代の残滓に過ぎない。パターンリズム目的でありながら罰則を設けることは、むしろ目的阻害である。

各国の法制度と比較しても、日本ほど厳格に不妊手術を禁止する国はほとんど存在しない。医療行為以外の不妊手術を一般禁止し、かつ多産要件と第三者同意要件を同時に課している国は、2002年時点において、日本とルワンダだけである。比較法的に見ても、本件各規定は過剰な規制で合理性がない。

いずれの観点からも、本件各規定は目的達成のために必要不可欠ではない。よって、本件各規定は、憲法13条に反し、違憲・無効である。

第6 本件各規定が憲法24条2項に反すること

本件各規定は、生命危険要件、多産要件・健康低下要件、配偶者同意要件を満たさなければ、罰則をもって不妊手術等を禁止する。本件各規定が規律するのは、子を持つための生殖機能についての事柄であり、自らがどのような家族形成をしていくかに関する個人の自己決定に関わる事項である。

憲法24条2項は、「婚姻及び家族に関する事項」について、立法上の要請・指針を示す。国家は、立法裁量の行使にあたり、この要請・指針に即した立法行為を行う責務を負う。要請・指針に即さない立法は、立法裁量の逸脱・濫用となる。

本件各規定は、「家族に関するその他の事項」に関して、憲法24条2項が求める要請・指針に反しており、立法裁量の逸脱・濫用として違憲・無効である。

第7 請求の趣旨1(1)の適法性

主位的請求（請求の趣旨1（1））は、原告4名が、自らの意思のみで医師又は指定医師の不妊手術等を受けることができる法的地位にあることの確認を求めている。これは実質的当事者訴訟（行政事件訴訟法4条後段）のうち公法上の法律関係に関する確認の訴えである。

本件各規定は上記のとおり違憲・無効である。また、この請求は法律上の争訟に当たり、また訴えの利益が認められるから、訴訟要件を充足する。主位的請求（請求の趣旨1（1））は適法に認められる。

第8 請求の趣旨1(2)の適法性

予備的請求（請求の趣旨1（2））は、被告が、本件各規定を改廃しないことにより、原告4名が、自らの意思のみで医師又は指定医師の不妊手術等を受けることができるようにしないことの違法確認を求めている。これは実質的当事者訴訟（行政事件訴訟法4条後段）のうち公法上の法律関係に関する確認の訴えである。

本件各規定は上記のとおり違憲・無効である。また、この請求も法律上の争訟に当たり、また訴えの利益が認められるから、訴訟要件を充足する。予備的請求（請求の趣旨1（2））は適法に認められる。

第9 国会議員による立法不作為の違法性

国会において、遅くとも平成12年の母体保護法改正時点で、リプロダクティブライツの観点から母体保護法の抜本的見直しを行う等の立法措置をとることが必要であったことは明白である。そうであるにもかかわらず、平成12年以降現在に至るま

で相当長期間にわたり正当な理由なくこれらの立法措置を怠っている。

本件各規定を改廃しないという国会の立法不作為は、「国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するための立法措置をとることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠るとき」にあたり、国家賠償法上違法となる。

第10 損害

原告4名は、被告の立法不作為により、憲法上保障される子どもをもうけるか否かに関する自己決定権を侵害され、不妊手術を受けることが出来ないという不利益を被っており、これにより重大な精神的損害を被っている。

また、原告1名については、不妊手術を受けることを希望していたにも関わらず、日本国内で不妊手術を行うことが出来なかったため、あえて日本法の適用を受けない病院で手術を受けざるを得なくなった上、長年にわたって不妊手術を受ける機会を失ったもので、これにより重大な精神的損害を被った。

このような精神的苦痛を金銭に評価すれば、原告それぞれについて少なくとも金100万円を下らない。

以上

別表：国民優生法、優生保護法、母体保護法の比較

	国民優生法（昭和15年成立）	優生保護法（昭和23年成立）	母体保護法（平成8年成立）
目的	第1条 本法は悪質なる遺伝性疾患の素質を有する者の増加を防遏するとともに、健全なる素質を有する者の増加を図り以て国民素質の向上を期することを目的とす。	第1条 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。	第1条 この法律は、不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により、母性の生命健康を保護することを目的とする。
定義	第2条1項 本法に於いて優生手術と稱するは、生殖を不能ならしむる手術又は處置にして命令を以て定むるを謂う。	第2条1項 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。	第2条 この法律で不妊手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で内閣府令をもつて定めるものをいう。
要件	3条 1 左の各号の一に該当する疾患に罹れる者は、其の子又は孫医学的経験上同一の疾患に罹る恐れ特に著しきときは、本法により優生手術を受くことを得。但し、其の者特に優秀なる素質を併せ有すと認めらるるときは、この限りに在らず ①遺伝性精神病、②遺伝性精神薄弱、③強度且悪質なる遺伝性病性的性格、④強度且悪質なる遺伝性身体疾患、⑤強度なる遺伝性畸形 2 4親等以内の血族中に前項各号の1に該当する疾患に罹れる者を各自有し又は有したるものは相互に婚姻したる場合（届け出をなさざるも事実上婚姻～（以下略））に於て将来出生すべき子、医学的経験上同一の疾患に罹る恐れ特に著しき時亦前項に同じ 3 第1項各号の一に該当する疾患に罹れる子を有し又は有したる者は将来出生すべき子、医学的経験上同一の疾患に罹る恐れ特に著しきとき亦第1項に同じ	第3条（任意の優生手術） 1 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、任意に、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病患者又は精神薄弱者については、この限りでない。 ①本人又は配偶者が遺伝性精神変質症、遺伝性病性的性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの ②本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神変質症、遺伝性病性的性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有し、且つ、子孫にこれが遺伝する虞れのあるもの ③本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子	第3条（不妊手術） 1 医師は、次の各号の一に該当する者に対して、本人の同意及び配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、不妊手術を行うことができる。ただし、未成年者については、この限りでない。 ①妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの ②現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの 2 前項各号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による不妊手術を行うことができる。 3 第一項の同意は、配偶者が知れないと

	<p>4条</p> <p>1 前条の規定に依り優生手術を受くることを得る者は優生手術の申請を爲すことを得。この場合に於て本人配偶者（届け出なさざるも・・・（以下略））を有するときは其の配偶者の同意を、30歳に達せざるとき又は心神耗弱者なるときは其の家に在る父母（婚姻に依りその配偶者の家に入りたる者に在りては其の配偶者の父母とす、以下同じ）の同意を得ることを要す。</p> <p>2 前条の規定に依り優生手術を受くることを得る者心神喪失者なるときは優生手術の申請は前項の規定に拘らず其の家に在る父母之を爲すことを得。但し本人の配偶者を有するときは其の配偶者及其の家に在る父母之を爲すことを得。</p> <p>3 第1項及び前項但書きの場合に於いて其の配偶者知れざるとき又は其の意思を表示すること能はざるときは第1項の場合在りては其の家に在る父母の同意を以て配偶者の同意に代へ前項但書きの場合に在りては其の家に在る父母のみにて申請を爲すことを得るものとす。</p> <p>（4項略）、（5条略）</p>	<p>孫にこれが伝染する虞れのあるもの</p> <p>④妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの</p> <p>⑤現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの</p> <p>2 前項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。</p>	<p>き又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。</p>
禁止	<p>第15条</p> <p>故なく生殖を不能ならしむる手術又は放射線照射は之を行うことを得ず</p>	<p>第28条（禁止）</p> <p>何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、優生手術を行つてはならない。</p>	<p>第28条（禁止）</p> <p>何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行つてはならない。</p>
罰則	<p>第18条</p> <p>15条の規定に違反し生殖を不能ならしむる手術又は放射線照射を行ひたるものは1年以下の懲役または千円以下の罰金に処す。よつて人を死に致したるときは3年以下の懲役に処す。</p>	<p>第33条（第28条違反）</p> <p>第28条の規定に違反して、優生手術を行つた者は、これを1年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、3年以下の懲役に処する。</p>	<p>第34条（第28条違反）</p> <p>第28条の規定に違反した者は、これを1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、3年以下の懲役に処する。</p>